

I. B の A に対する代金 400 万円の返還請求の当否について

1. C の代理権濫用と不当利得

(1) 代理権濫用

本件で、C は B の代理人として A と契約を締結しているが、この契約の効果がそもそも本人 B に帰属するかどうか、言い換えれば、本件契約が AB 間で成立したのかどうか、第一の問題である。

C は、B の精肉部門の仕入れ担当者であったため、食肉の売買契約の締結、及び、当該契約の履行に関する代理権を有していたと考えられる。したがって、C が B を代理して A との間で本件契約を締結したこと、また、B を代理して代金 400 万円を支払ったことは、客観的には C に与えられた代理権の範囲内にある。

しかし、本件では、C は A と共謀して、1 キロ 1000 円の肉を 1 キロ 10000 円の高級肉と偽装し、取引により得た差額を山分けしている。つまり、B の代理人としての C の行為は、客観的には代理権の範囲内で行われたが、自己及び第三者 A の利益を図るために行われた行為である。これは、本来は本人 B のために行使されなければならない代理権の濫用にあたる。

一般に、代理権が濫用された場合、客観的には代理権の範囲内の行為であることから、原則として有権代理として扱われる。しかし、常に濫用の結果を本人に引き受けさせることは酷であるから、一定の場合には例外が認められる。すなわち、判例によると、民法 93 条の類推適用が認められる。代理人が実際は自己又は第三者の利益を図るつもりであるのに、外部には本人のためにすることを表示している点で、心裡留保との類似性が認められるからである。これによると、相手方が濫用の事実を知り、又は知ることができたときは、本人は法律行為の効果を引き受ける必要はない。本件においては、A と C は共謀しており、A が C の代理権濫用の事実について悪意であったことは明らかである。したがって、本件契約の効果、さらに本件契約の履行の効果は、本人 B に帰属しない。

(2) 不当利得

本件契約の効果が B に帰属しない以上、AB 間で行われた給付は、法律上の原因の無い給付となる。それゆえ、AB 双方が不当利得の返還請求権を有し、行われた給付が原状回復される（民 703 条）。よって、B は、法律上の原因なく行った給付である、代金 400 万円の返還を請求することができる。

ところで、A は、C の取り分として、受け取った 400 万円から 250 万円を支払ったため、実質的には 150 万円しか受領していないと反論している。これは、法律的にみれば、いわゆる利得消滅の抗弁の主張である。そうすると、悪意の受益者である A は、こうした反論をすることができない。またそもそも、ここで問題としているようないわゆる給付利得の

場面では、利得消滅の抗弁は認められないと考えられる。なぜなら、給付の基礎にあった契約関係の清算が問題である以上、一方当事者の善意・悪意という基準ではなく、相互の給付の牽連関係が基準とされなければならないからである。したがって、Aは、いずれにせよ受領した400万円全額の返還義務を負う。

もっとも、双方の給付が返還されるべきであるので、Aも、引渡した肉の返還を請求することができる。問題の肉は既にDへと転売されているため、原物の返還は不可能であるが、双務契約を清算する給付利得の場面では双方の給付の返還が原則であるから、目的物の客観的価値が返還されるべきである。したがって、Aは、売却した肉の価値相当額である50万円の返還請求権を有する。

以上より、双方の請求権を相殺すると、結論としてBは、350万円の返還を請求することができる。

2. 本件契約の有効性と不当利得

(1) 公序良俗違反

仮に、本件契約の効果がBに帰属することを前提とするならば、次に問題となるのは、本件契約が有効であるか否かである。具体的には、牛肉トレーサビリティ法違反が、本件契約の効力に影響を与えるかどうか問題となる。

法令違反の契約の効力を検討する場合には、民法90条にいう「公の秩序」には、秩序を形成する法律も含まれると考えられるから、公序良俗に関する民法90条の枠内で、法令違反を一要素として検討すれば足りる。

本件で問題となる牛肉トレーサビリティ法は、牛の出生から消費者に供給されるまでの間の追跡と遡及、すなわち生産流通履歴情報の把握を可能とするために、牛の管理者・屠畜者、販売業者などに、牛の個体識別番号の表示その他の一定の行為を義務付ける法律であり、その規定はいわゆる公法上の取締規定である。とはいえ、ここで公法と私法の区別を絶対視する必要はない。公法の中にも私法上の取引と関わりを持つ法律はあり、常に両者が全く無関係に存在しているとは限らないからである。よって、公法が問題であるときでも、やはり民法90条の枠内において、①法の目的、②その目的に照らし私法上の取引を無効とする必要性、③行為の悪性、④取引を無効とする場合の当事者間の公平への影響、などを考慮して法律行為の有効性を判断すれば足りると考えるべきである。

本件契約は、肉質等級の偽装等の点で牛肉トレーサビリティ法に違反していた〔補足：ここでは、「CがBの代理人としてAと締結した本件契約は、実際はキロ1000円の偽装肉をキロ8000円の価格で取引する契約であり、Aの履行は契約の本旨に従った履行である」との理解を前提としている。この契約の内容には、売買目的物である牛肉を偽装すること、つまり牛の個体識別番号を誤魔化すこと等が含まれており、その点で牛肉トレーサビリティ法の違反が認められるとの理解である。〕。この法律は、牛の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症の蔓延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並び

に消費者の利益の増進を図ることを目的とする（トレーサビリティ法1条）。要するに、牛の流通過程を適切に把握できるようにすることで、牛肉の安全・安心を確保することが目的である。だとすると、確かに、本件のような肉質等級の偽装は、牛肉の安全性とは無関係である。しかし、本法律の重要な点は、牛の流通過程情報の把握、つまり牛肉のトレーサビリティを確立するという点にある。そして、トレーサビリティの確立が、BSE 蔓延防止の基礎となり、ひいては牛肉の安心・安全につながるという関係にある。そうすると、本件のような偽装は、たとえそれが肉質等級に関するものであるとしても、牛の個体識別情報を誤魔化し、まさに本法律の目的であるトレーサビリティ確立を阻害するものであるため、法の目的に照らして本件契約の有効性は是認し難いと思われる。また、偽装の額も大きく、私益を図るために偽装牛肉を市場に流通させることとなる点で、行為の悪性も低いとはいえないし、行為の私法上の効力を否定することで将来の同種の行為の抑止も期待することができる。さらに、本件契約は既に履行されているけれども、契約相手方であるAには偽装の故意があったのであるから、事後的に契約を無効としても当事者間の公平を害することはない。むしろ、契約の無効を認めないとすれば、Aが本件契約による代金を保持することとなるため、逆に当事者間の公平を害するといえる。

以上より、本件契約は公序良俗に反するといえ、民法90条により無効である[なお、上述の通り、本件の偽装は肉質の等級に関するものであり、牛肉の安全性とは無関係であった。確かに、偽装によりトレーサビリティ確立が阻害されることは否定できないが、それは行政上の措置によっては是正することが可能である。また、契約は既に履行されていることから、今更本件契約を無効としても、本法の目的に資するところはない。こう考えると、トレーサビリティ法違反は契約の無効をもたらさないと考える余地もありそうである]。

(2) 無効主張と信義則

ところで、Aは、本件契約が無効であるとしても、Cの行動に責任を持つべき雇い主Bが無効を主張するのは信義に反すると主張する。

しかし、雇い主が、常に被用者の行為に責任を負い、その行為の結果を引き受けなければならないわけではない。両者は別の人格であるからである。民法715条は、被用者の行為について雇い主が責任を負うべき場面を規定しているが、本件では、被用者Cの行為によりAが損害を受けたわけではないから、民法715条の問題は生じない。

また、本件のCの行為はBに対する雇用契約上の債務不履行であり、BはCに責任を追及することができる。つまり、雇い主だからといって、被用者の行為の結果を引き受けなければならないわけではない。そして、そうしたCの行為にAが加担した場合に、BがAに対して責任を追及できないとする根拠はない。実質的にみても、故意によりBに損害を与えたAが、相手方の地位を援用して責任を免れることはできないというべきである。

したがって、無効主張が信義に反するとするAの主張は失当である。

(3) 不当利得

本件契約が無効である以上、AB間で行われた給付は、法律上の原因の無い給付となる。ここで生じる不当利得の法律関係は、代理権濫用で述べたところと同じである（上述 I 1 (2)）。ただし、基礎となる契約が公序良俗違反によって無効であることから、不法原因給付の問題が生じ得る（民 708 条）。

もっとも、不法原因給付にいう、返還請求を排除する「不法」の内容は、禁止規範の目的に照らして判断される。つまり、返還請求の排除が法の目的に照らして必要であるかどうかが決定的であり、公序良俗違反が直ちに返還請求を排除するわけではない。

本件において、牛肉トレーサビリティ法の目的によると、トレーサビリティ確立を阻害する本件契約の有効性を認めることは相当でないが、給付の返還請求を排除することまでは要請されないと思われる。なぜなら、トレーサビリティ確保という目的は本件契約を無効とすることで既に達成され、返還請求の否定は、一方当事者に理由のない利得を生じさせかねないからである。

よって、結論として、代理権濫用の場面と不当利得による処理は同じである。

II. B の A に対する 350 万円の損害賠償請求

本件における A の契約締結行為及び履行行為は、B の財産権を侵害し、B は本件契約によって 350 万円の損害を被った。また、当該行為は、牛肉の等級を偽装し、A の財産権を侵害する故意をもって行われた。それゆえ、民法 709 条により、A の不法行為が成立する。この不法行為は、取引関係の中で行われたものであるから、既に述べたように法律行為法による解決も可能である（いわゆる取引的不法行為）。しかし、法律行為法と不法行為法は別の制度であり、要件も異なるから、B は不法行為による主張を選択することもできる。

もっとも、A は、B は 600 万円の転売利益を得ており損害がないと反論している。これは、いわゆる損益相殺の問題である。

一般に、被害者が不法行為によって損害を被ったのと同じの原因によって利益を得た場合において、損害と利益との間に同質性があるときは、当該利益の額が損害額から控除される。本件において、B が損害を被ったのは本件契約によってであるが、B による転売もまさに当該契約の存在により初めて可能となった。よって、損害と転売利益は同一の原因により生じている。また、損害と利益は、食肉にかかる一連の取引経過の中で生じており、同質性も認められる。したがって、損益相殺が行われ、本件では転売利益が損害を上回るため、B の損害は存在しない。

以上によると、B が転売利益を保持している限り、不法行為による損害賠償請求をすることはできない [もっとも、BD間の契約が無効となって、B が代金を返還しなければならないとすると、やはり損害が生じる。B のよる転売利益の保持は事実上のものに過ぎない可能性があるので、損益相殺の利益として考慮に入れるのは妥当でないかもしれない。また、AB間の契約とBD間の契約が別個独立のものであることを強調すると、上に述べた損害と利益の同質性を否定する余地もある。]。

III. E の D に対する代金の返還請求

1. 錯誤と不当利得

まず問題となるのは、E の錯誤である。E は目的物が高級肉であると誤信していたため、目的物の性質に関する錯誤が認められる。一般に、これは動機の錯誤である。しかし、動機であっても、それが表示されており法律行為の内容になったと認められれば、民法 95 条にいう「法律行為」の錯誤が認められる。

本件において、D は、食肉祭を開催し、「高級肉を 1250 円の超特価で」という旨の宣伝を行っている。E は、この宣伝に応じて問題の肉を購入したのであるから、両者の間で、目的の肉が高級肉であることが表示され、法律行為の内容に取り込まれたといえる。よって、実際は安物の肉を高級肉と誤信した E の錯誤は、民法 95 条の錯誤にあたる。

また、E は問題の肉が安物であることを知っていれば購入しなかったであろうし、800 グラム 960 円か 1 万円かという大きな価格差がある本件事情のもとでは一般人においてもそうであったと考えられるから、錯誤の要素性も肯定される。

さらに、消費者である E が肉の品質の真偽を調査する必要はないから、E の重過失も認められない。

以上より、E は、民法 95 条に基づき、自己の意思表示、ひいては本件契約の無効を主張することができる。

契約が無効である以上、不当利得に基づき、双方の給付が清算されなければならない。ここでの考え方は、代理権濫用について述べたところと同じである。よって、E は支払った代金 1 万円の返還を請求することができる。他方、原物の返還は不可能であることから、肉の客観的価値相当額が返還されなければならない。それゆえ、E が消費した 400 グラムについては、その客観的価値 480 円が返還されるべきである。しかし、残りの 400 グラムの返還が不可能となったのは、D が適時の返品に応じなかったためであるから、D が危険を負担すべきである。よって、腐らせてしまった残りの 400 グラムにつき、E は価値の返還義務を負わない。以上より、両者の請求権を相殺すると、E は 9520 円の返還を請求できることとなる。

2. 消費者契約法と不当利得

E は消費者であり、D は事業者であるから、DE 間の契約は消費者契約にあたる。そのため、消費者契約法 4 条 1 項 1 号の不実告知が問題となる。この規定によると、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、重要事項について事実と異なることを告げ、それにより消費者が当該告げられた内容が事実であると誤認し、それによって契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときは、消費者はその意思表示を取り消すことができる。

契約締結の勧誘には、店頭における宣伝文句など、不特定多数に向けられたものも含まれる。なぜなら、対象が特定の消費者か不特定の消費者であるかよりも、事業者の行為により消費者の意思形成が促されるという点が重要であるからである。

また、重要事項の内容については、消費者契約法4条4項に定義がある。それによると、消費者契約の目的となるものの品質は、重要事項に含まれる。

さらに、不実告知について、事業者の故意は必要ではない。事業者は情報力において消費者より優位にたつ以上、事実に関する自己の誤認を消費者に転嫁すべきではないからである。

本件では、問題の肉の品質について「高級肉、1250円の超特価」という宣伝のもと売り出しがなされており、Dを訪れる不特定の消費者に対する契約締結の勧誘に際し、目的物の品質という重要事項について、事実と異なる表示が行われていたといえる。Eは、それにより問題の肉を宣伝通りの高級肉であると誤信し、申込みの意思表示を行った。したがって、Eは、消費者契約法4条1項1号に基づき、自己の意思表示を取り消すことができる。

取り消された契約は遡及的に無効となるから、その後の処理は錯誤無効を主張する場合と同じく、不当利得により行われる。

3. 瑕疵担保

最後に、動機であった目的物の性質が法律行為の内容を構成することを認めるならば(いわゆる特定物ドグマの否定)、本件のDE間の契約は、「100グラム1250円の高級肉の売買契約」として成立することとなる。にもかかわらず、当該契約に適合しない安物の肉が引き渡されたのであるから、契約の目的物に隠れた瑕疵があったこととなり、EはDに対して民法570条に基づく瑕疵担保責任を追及することもできる。

確かに、本件でEは肉の半分を消費し、目的物の一部を返還不能にしている。しかし、民法548条1項にいう「行為若しくは過失」とは「解除権を有する者」の故意又は過失を意味するところ、Dを信頼して善意で肉を消費したEには過失を認めることができないから、Eの解除権は消滅しない。約束の高級肉が引き渡されていない以上、契約の目的が達成できないことは明らかであるから、Eは民法570条の準用する民法566条1項に基づき、契約を解除することができる。

契約の解除によって契約の効力が遡及的に失われると理解すると、その後の処理は不当利得により行われる。その内容は、上述したところと同じである。

なお、理論的には、法律行為の有効性の判断が先行し、瑕疵担保責任の主張は法律行為が有効であることを前提とする。もっとも、実際上は、いずれを主張するかは当事者の自由に委ねられると考えられる。